

## 「高額所得者である夫の生命保険が高すぎる気がする。どう見直せばよいか」

大手企業役員の方、高額生命保険に加入しています。まだ学生の子供が2人いますが、専門職で働く妻の私も自活できるだけの収入があり、こんなに大きな保障はいらないと考えます（図表1参照）。夫が高収入を得ていることや共働きであることから、教育費、住宅ローン返済など家計上の不安はありませんが、退職後に家計が回るかはやや心配です。夫は65歳まで勤められる予定です。保険を減らし、個人年金を増やすべきでしょうか。（B子さん・51歳・専門職）



子どもの年齢が大きいことやBさんに経済力があることから、生命保険による遺族保障はほとんどいらぬケースです。民間生保の定期付終身保険は解約しても構わないでしょう。団体定期保険も本来は減額を検討すべきです。医療保障がなくなるので医療保険、がん保険への加入も提案できますが、資産が十分にあるのであえて保険に入らなくても不安はありません。老後資金作りについては、保険料負担が下がった分を積立貯蓄や積立投信など、資産形成に回すとよいでしょう。



浅田里花  
生活設計塾クルー  
CFP®

証券会社、独立系FP会社を経てフリーに。生活者対象の相談業務のほか執筆、講演活動を行う。近著に『Q&Aで学ぶライフプラン別営業術』（近代セールス社）がある。

「すでに備わっている保障」と「準備できていない資金」を確認

死亡保障の中心的な役割は、一家の大黒柱に万が一のことがあった場合の「遺族の生活保障」である。日常生活費はもちろん、子どもの将来を考慮しての教育費準備なども含まれる。

ただし、死亡保障に限らず、保障設計を立てたり見直したりする際には、「すでに備わっている保障」や「準備できていない資金」のチェックが不可欠である。遺族の生活保障として必要な金額が、それらだけでは不足する場合に生命保険で準備するという手順で加入保険金額を決めないと、適切な保障額とはならない（図表2参照）。

このケースでも、最初に確認すべき「すでに備わっている保障」として、公的保障の「遺族年金」が挙げられる。

以上のことから、このケースの場合、大きな死亡保障は不要と結論づけることができる。

**保険料支払い能力が高いと保障額が大きくなりがち**

ところが、実際にはBさんの夫は合計1億2000万円もの死亡保障を備えている（図表3参照）。明らかに入りすぎだ。

- ・ 入りすぎを招く要因として、
- ・ 死亡保障の不足額を算出していない
- ・ 高収入で保険料負担が気にならない
- ・ 貯蓄も兼ねていると誤解している
- ・ 仕事上の付き合いなど加入しておくべき理由がある
- ・ 役職上の必要がある
- ・ などが考えられる。

家計収支から今後の必要生活費を予測し、「すでに備わっている保障」や「準備

できていない資金」を差し引いて加入したい保険金額を算出したのであれば、これほどの保障額になることはない。しかし現実には、家計運営上の必要性を無視した保障設計が多い。

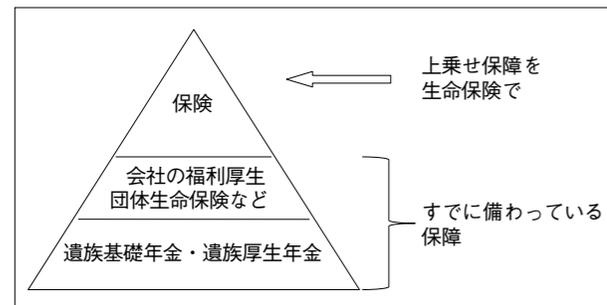
特に、Bさんの夫のような高額所得者は、払える保険料額から保障設計をすることがままある。死亡保障のためだけで月々合計9万円近くの保険料を負担しながら、支払い能力があるばかりに負担感を感じていない。家計運営上も支障がないため、そのままになりがちである。

しかし、いくら保険料支払い能力があっても、本来備える必要のない保障のために保険料支出が続くのは、ムダ遣い以外の何ものでもない。特にこのケースは、妻のBさんにも十分な収入があることによりムダを感じにくくなっている。たとえゆとりのある家計

図表1 相談者のプロフィール

●家族構成		
夫	(55歳)	会社役員
妻 (B子さん)	(51歳)	専門職
長男	(23歳)	大学院生
次男	(21歳)	大学生
●資産状況		
夫の年収	………	2,200万円
Bさんの年収	………	700~800万円
持ち家 (住宅ローン残り8年)		
預貯金等	………	約3,000万円
有価証券	………	約2,000万円
夫の退職金	………	約5,000万円 (予定)
夫の年金 (厚生年金+企業年金)	………	年金額見込320万円

図表2 保障設計のイメージ



資金は十分回ると考えていいだろう。教育費に対する不安については、大学院生と大学生ということで、教育費負担もあと2~3年で終了する。何となく、すでに準備できている資金の中核、金融資産が十分にある。いま夫に万が一のことがあっても、Bさんの収入と金融資産でこの2~3年を乗り切れることは十分可能である。また、夫名義で組んでいる住宅ローンは団体信用生命保険により、万が一の場合には住宅ローンが完済する。住居費への不安もない。

Bさんの夫は厚生年金加入者であるから、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」が考えられるが、子どもは2人ともすでに18歳の年度末を過ぎているので、「遺族基礎年金」は対象外である。Bさんが要件を満たせば、「遺族厚生年金」の受給対象になる。その要件のひとつがBさんの収入だ。共働き世帯の妻Bさんは、専門知識を活かしてフリーで働いており、700~800万円程度の年収がある。恒常的に850万円以上の年収とならないかぎり、「遺族厚生年金」は受け取れる。Bさん自身の収入も「すでに準備できている資金」のひとつといえる十分な額であり、今後も現在と同程度の収入が得られるのであれば生活